## 第6期(平成30~令和元年度)第5回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 令和元年10月18日(金) 午後2時から午後4時45分まで

場 所 日進市役所南庁舎2階第5会議室

出 席 者 昇秀樹(会長)、杉山知子(副会長)、谷口功、川島宏道、清水香子、長谷川純、 鈴木知代子、杉浦義廣、山本康弘、財部剛

欠席者 なし

事務局 石川達也(企画部長)、辻武(企画部調整監)、水野隆史(企画部次長兼企画政策課長)、 安彦直美(企画政策課課長補佐)、河合一成(企画政策課市政戦略係長)、 大飼啓貴(企画政策課市政戦略係主任)

説明の為に 岡部功(市民協働課長)、長原詠子(市民協働課課長補佐)、藤永崇(市民協働課市 出席した者 民協働係長)、西尾直樹(地域福祉課課長補佐)、味岡正樹(子育て支援課子育て支 援係主査)、岡田優子(生涯学習課課長補佐)

傍聴の可否 可

傍聴の有無 有(3名)

次 第 1 開会

- 2 あいさつ
- 3 議題 自治基本条例第27条第2項に規定する条例の遵守の検証について
- 4 閉 会

配布資料・資料1 自治基本条例検証関係課一覧及び検証シート(第1条から第29条)

発	言	者	内 容
			1 開会
			2 あいさつ
			3 議題
			(議題に先立ち、第6期日進市自治推進委員会における条例の検証範囲を第1条
			から第17条までとし、第18条から第29条までの検証については、次期日進
			市自治推進委員会に申し送ることとして合意した。)
会		長	それでは、議題の自治基本条例第27条第2項に規定する条例の遵守の検証に
			ついて、事務局から説明をお願いします。
事	務	局	(第1条から第5条の検証について、資料1に沿って説明)
会		長	説明について意見や質問はありますか。
委		員	第4条第1号と第5条の主な取組が同じなのは、どちらも人権のことに触れて
			いるからですか。
市	民 協	働 課	おっしゃるとおりです。
委		員	例えば、いじめについて、件数の記載が無いのは、記載した課の書きぶりによ
			るものですか。

発	言	者	内 容
事	務	局	事務局から、そこまで詳細な記載をするよう依頼をしておりませんので、この
			ような形となっています。
会		長	人権というと抽象的ですが、いじめというと具体的になります。検証シートに
			は、具体的な内容があった方がベターかもしれません。経年変化を見ることもで
			きます。
委		員	資料の「3 現状と問題点」では、制度的な内容よりも、「2 これまでの主な
			取組」を受けた具体的な内容が記載されているほうが、検証しやすいと思います。
会		長	人権を取り巻く環境は様々に変化しています。変化に対応できている部分やで
			きていない部分を、このような機会にチェックできればよいと思います。
委		員	人権週間に行っていたハーモニーフェスタを、別時期の開催となるわいわいフ
			ェスティバルへ統合したことの結果・効果については、きちんと検証し、説明す
			るべきと思います。
委		員	数字の記載がある場合、その分析も記載していただきたいです。分析がないた
			め、今後の方向性へ繋がらないように見えます。
会		長	仮説を立てるなど、そのような方向で点検ができると良いと思います。
숲		長	続いて、第6条から第14条までの説明をお願いします。
事	務	局	(第6条から第14条までの検証について、資料1に沿って説明)
会		長	説明について意見や質問はありますか。
委		員	全体を通して市民が主役ということが前提となっており、市民からの信託とい
			う表現が盛んに出てきます。その信託内容を調査する取組がありません。どこで
			捉えられているのでしょうか。
事	務	局	2年ごとに市民意識調査を行っており、個別の項目や全体的な満足度を含め
			て、把握するようにしています。
会		長	ヨーロッパで生まれた近代国家は、国民・市民が主権者であり、信託を行うと
			いうフィクションに基づいて成り立っています。そのように仮定をして社会を動
			かす方がベターな結果となるという考え方です。
			日進市自治基本条例でも、同じ考え方から、市民主体という枠組みを持ってい
			ることになります。
委		員	市民意識調査では、市政運営の満足度という項目はありますか。
事	務	局	あります。第11条第2項にデータを記載しております。
委		員	内容的に第13条第1項にも、記載するべきと思います。データとして記載す
			ることで客観的な把握ができると思います。
委		員	第11条第1項の「3 現状と問題点」について、担当課はどのような視点か
			ら記述をしていますか。他の条文と違い、市民の役割について触れる内容である
			ため、お伺いします。
事	務	局	
			おります。
委		員	ここでは、内容の $1$ つとして、 $SDGs$ が挙がっています。別の $SDGs$ に関

発	言	者	内 容
			係する会議では、SDGsを広めていくためには、行政職員の認識や議員の認識
			を深める必要があるとの議論がありました。SDG sに限らず、市民だけではな
			く、行政や議会も取り組む必要がある内容について、その旨、記載がありません。
			行政や議会は、このような内容をきちんと共有できるのでしょうか。
事	務	局	市民・行政・議会がそれぞれ取り組むべき内容については、行政も当然のこと
			として、きちんと取り組んでまいります。
委		員	第11条第2項について、市民が役割と責務を果たすためには、広報が果たす
			役割が大きいと考えています。秘書広報課分の「3 現状と問題点」では、「多く
			の媒体を使い、市政情報を周知しています」との記述があり、「4 今後の方向性」
			では、「情報が確実に届くように発信していく必要があります」との記述がありま
			す。これは、情報が周知されていないという意味で読み取ればよいのでしょうか。
事	務	局	「3 現状と問題点」では、現状としての記述をしております。「4 今後の方
			向性」では、より改善するという意味で記述をしております。
委		員	問題点はないということですね。
会		長	問題点が全くないということはあまり想定できません。
事	務	局	おっしゃるとおり、現状に一切、問題がないということではありません。
委		員	市政情報は発信しているが、十分ではないという意味で捉えればよろしいです
			ね。
事	務	局	おっしゃるとおりです。
委		員	にっしんテレビについて、どの程度、視聴されているか教えてください。
事	務	局	資料10ページにありますように、市政情報の利用によく利用する情報媒体と
			しては、3.8%となっています。
委		員	3.8%という数字をもって、にっしんテレビという情報媒体の評価をすると
			いうような問題点の挙げ方もあると思います。
委		員	「4 今後の方向性」に、「年齢に適した広報媒体を使った情報提供が必要で
			す。」との記述がありますが、具体的にはどのような想定ですか。
事	務	局	一般的に、インターネット関係は年齢の若い方の利用が多く、広報にっしんは
			より広い年代の方にも利用していただいております。今後の内容については、随
			時検討してまいりますので、この場で具体的な想定があるわけではありません。
委		員	先ほどの市政情報の利用によく利用する情報媒体のデータを利用し、年代別の
			分析を行うことで、今後の方向性を具体的に示すなどしてはいかがでしょうか。
会		長	市からは様々な方法で情報が発信されていますが、市民が受信しているとは限
			りません。例えば、「にっしんテレビ」をYouTubeで配信する取組は、自由
			な時間に視聴できる環境を整える取組と捉えることができます。
			災害情報などの必ず受け取ってもらわなければならない情報と必要な人が受
			け取ればよい情報といった類型の問題もあります。類型化別の対策も必要ではな
			いでしょうか。
会		長	それでは、第15条について、説明をお願いします。

発	言	者	内 容
説	明	者	(資料1に沿って説明)
会		長	説明について意見や質問はありますか。
委		員	子ども条例について、知られていないのではないでしょうか。個人的に興味も
			持っているのですが、情報が入ってこないと感じています。また、「中高生が様々
			な地域活動に参加する時間的な余裕がなく」との記述がありますが、他自治体で
			は活発に行われている場合がありますし、実際に活動を行っているグループもあ
			りますので、認識が違うのではないかと思います。その他、認知度について調査
			による数字があれば教えてください。それを受けての取組等も記述してあると良
			かったと思います。
子育	で支担	爰課	近年、日進市未来をつくるこども条例の認識に関する意識調査では5~6%と
			いう数字が続いております。周知に係る取組が不足しているとのご指摘につきま
			して、担当課としても認識しております。また、中高生が活躍する事例も確かに
			ございますので、時間的に余裕がないとの表現が適切ではないかもしれません。
			子ども会議の内容については、抽象的なテーマについて議論を行うものとして運
			用しておりましたが、より子どもの意見を聞きやすくするため、保育園の塗装や、
			小中学校のトイレ改修について、意見聴取やワークショップを行う等、身近な内
			容とするよう取組を始めたところです。今年度は、認知度を上げるということを
			主眼に10周年イベントを計画しております。関心のない方に、まずは関心を持
			っていただくことからスタートをしたいと考えております。
会		長	保育園児の子ども会議、小学生の子ども会議というものがあるイメージです
			か。
子育	で支担	爰課	現在、子ども会議という形はとっておりません。公募による会議体を設置して
			いたものから方向転換し、子ども達の身近な事柄から意見を聞く取組に変更して
			いるものです。
会		長	抽象的な条文の文言に対して、先ほどのご説明にあった、保育園の外装工事に
			園児がデザイン等で参加し、キッズデザイン賞を受賞したという内容があると、
			子どもの市政参加の具体例として非常に分かりやすいと思います。資料にも記述
			していただけると良いと思います。
委		員	新城市では、若者議会という形で行政職員とともに政策立案から制度ができる
			まで関わる制度ができています。日進市として、どこまでの内容を行うのか、子
			ども会議がうまくいかなかった原因は何かを検証することで、次の取組に生かせ
			ると思います。子育て支援課のみの問題ではないと考えます。
			市民参加については、各部署が事業を行うに当たって、どのように市民が参加
			し、どのように制度化され又はされず、その評価はどうであったかを、それぞれ
			の部署が行う必要があると考えます。市民協働課のみの問題ではないということ
			を各部署で共有して頂きたいと思います。
会		長	市民協働課は、市民参加に関しては事務局の立場であって、実施主体は全ての
			部署ということです。市民参加がうまくいった例、うまくいかなかった例をケー

発	言	者	内 容
			ススタディするということも検討すると良いと思います。
委		員	行政と市民の認識のずれを各部署が細かく知ることにも意味があると思いま
			す。
委		員	市民参加手続について、市民の自主的な参加件数は調査していますか。
市	民協	働 課	資料76ページにあります市民参加手続実施件数は、自主的な件数として捉え
			ております。この件数は、毎年度、自治推進委員会へご報告しております、「市民
			参加手続の実施状況」の、パブリックコメント、ワークショップ、附属機関の委
			員公募等を実施した件数です。
委		員	実施件数としては、妥当な件数ですか。
事	務	局	年度ごとの件数は、市民参加手続を実施しなければならないとしている事業数
			によって変わっています。市民参加手続を実施しなければならないとしている事
			業では、全て実施しているという意味では、適切に行われているものと捉えてお
			ります。但し、それ以外の事業についても市民参加手続を行うべきとのご意見を
			いただく余地はあるものと考えております。
委		員	参加という言葉からは、単に出席しているだけという印象を受けます。それを
			超えて一歩踏み出したものが自主的な参加と考えます。例えば、参画という言葉
			があります。今後の方向性において、そういうものを含めた内容を考えておられ
			るのかという意味でお聞きしました。
会		長	法律名でも、男女共同参画という使い方があります。参加という言葉に参画ま
			で含めるという考え方もありますが、両者を区別する考え方もあります。その意
			味では、市民参加の中で、可能なものは市民参画まで内容をグレードアップして
			いくことが求められているのかもしれません。資料としては、実施件数の内、一
			定の要件を満たしたものは市民参画と考えられるというようなことを補足する
			と分かりやすいと思います。また、自治推進委員会でその内容を検証しているこ
			とを補記してはどうでしょうか。
委		員	「4 今後の方向性」について、情報提供を行うだけで市民参加ができるので
			しょうか。行政に対して伝えたいことを伝えるということは、一般的にハードル
			が高いように思います。どのようにお考えですか。また、市民について、どのよ
			うにお考えでしょうか。本当に耳を傾けなければならない人たち、つまり、情報
			が届いていない人たちや人権が守られていない人たちに対する視点からの内容
			が読み取れないように思います。
市	民協	働 課	第15条に関して、個別具体の詳細については、手元に答えを持ち合わせてお
			りません。
会		長	例えば、災害時にホームレスの人を避難所に受け入れなかった事例がありまし
			た。しかし、自治体としては、そういう方にも情報を届けなければなりません。
			人権の範囲が広がっている今、情報が届いていない人への施策を、難しいことで
			すが、考える必要があります。
			自治基本条例は、基本的人権を守るための最後の砦と考えられます。どの条文

発	言	者	内容
			に基づいて施策を展開するのか、事務局でよく検討してください。また、明文の
			規定がなくとも、条理上、読み込むべきものとして解釈が必要と考えられます。
事	務	局	条例の理念から、市民参加のしやすさについては、情報提供をするだけでなく、
			参加のハードルそのものについても、配慮するよう努めてまいります。
			もう一点、ご質問をいただいておりました市民の定義につきましては、資料9
			ページ、第3条で定義しております。
委		員	条文上の定義については、承知しています。人権を重視していく中では、今、
			どのような人に対して注力していかなければならないか、分析が必要と思いま
			す。
事	務	局	承りました。
会		長	それでは、第16条について、説明をお願いします。
説	明	者	(資料1に沿って説明)
会		長	説明について意見や質問はありますか。
委		員	支援制度を作る際は、目的があって作られるものと思います。目的の達成度合
			いを測る尺度はお持ちでしょうか。達成度を測らず、やりっぱなしにはなってい
			ないでしょうか。
会		長	目的と評価基準について、それぞれ、説明をお願いします。
地	域 福	祉 課	地域福祉課では、集いの場の開設支援等を社会福祉協議会とともに行っていま
			す。開設数については、地域の方のご協力を得て、順調に増加しています。また、
			地域福祉コミュニティ作りや地域の支えあい体制の構築を目的としています。介
			護予防等の福祉関係の要素も含まれております。地域の方と、どのように協力し
			ていけるかが、今後の検討事項となります。
生	涯 学	習課	
			助を行ったりすることで、一緒に進んできました。評価については、団体への支
			接内容によりますが、補助金の交付基準等に従い、適切な運営が行われているか、
<b></b>			毎年、確認しております。
委		員	
			るより、なるべく多くの人に対して、目的が達成できるようにしてほしいと思い
<del>*</del>		旦	ます。
委		員	
			携を進めてきているとのことですが、例えばESD等の、市民だけでは実現でき ず、市民と企業・大学が連携しなければできない分野への対応については議論さ
			れているのでしょうか。
事	務	局	
7	1 <del>7,</del>	/FJ	すが、会議の中で、委員のおっしゃるようなご意見もいただいております。方向
			性として、総合計画の中に含んでいくことも検討しております。
会		長	
4		K	といった外部資源と協働していくということが求められています。他の自治体と
<u> </u>			

発	言	者	内 容
			の協働も求められています。そのような時代と考えられます。また、行政分野は、
			顧客満足度という考え方が適用しづらい場合があります。例えば、医者と患者で
			は、病気という課題に対して、タッグを組んで解決することとなります。高齢化
			や災害のような行政分野でも同じ関係と考えられます。その際、行政職員はプロ
			として問題に対処し、市民はそれを尊重して問題に対処するというお互いの関係
			が理想的です。行政職員と市民がお互いに意識していくことが必要と思います。
委		員	資料79ページの「2 これまでの主な取組」について、平成29年度で、N
			PO公募提案型(テーマ提示型)事業(委託)が終了しています。これは、協働
			からの撤退と考えられます。一方で、市民自治活動推進補助金もありますが、両
			者は質が違うものと思います。このことの検証について、行政が受け入れる体制
			がなかったのか、市民に協働する力がなかったのか、ということを説明する必要
			があると思います。
委		員	併せて、地縁型とテーマ型のマッチングが問題点とされている中で、テーマ型
			の予算がなくなっていることに疑問を感じます。また、両者の目的・手法が大き
			く違う中で、どのようにマッチングしていくのかもお聞きいたします。
市」	民協働	動課	委託と補助を並行して実施してきた中で、平成29年度から、NPOに係る委
			託は廃止しております。なお、大学に対しては現在も委託事業を行っております。
			委託事業を利用する団体にアンケートやヒアリングを行ったところ、市が各部署
			から募って提示するテーマと団体が希望するテーマのマッチングが難しく、自由
			度の高い補助制度を希望する意見が多かったため、市としては、撤退するという
			よりも、利用しやすい制度として、補助制度に注力してきたつもりです。委員の
			おっしゃるとおり、委託と補助は性質が違うものと考えますので、当時の経緯等
			も再確認したいと思います。
委		員	2
			し、市民も納得するものです。そこに協働の意味があります。多くの自治体は撤
			退していっています。日進市も過渡期の中で、協働できないという判断に至った
			ように見えます。協働という組織名すら変えてしまう自治体もある中で、踏ん張
			りどころと個人的に思っています。大学は協働の対象として、あくまで部分です
			ので、市民を信じていないようにも取られかねないと思います。市民もきちんと
			取り組まなければならないと思いますし、難しい内容ですから、市民協働課だけ
			が取り組むものでもないと思っています。
会		長	
		el →	たのでしょうか。
市亅	民協働	助 課	
			もう1点、ご質問をいただきました地縁型とテーマ型のマッチングについて、
			例えば、防災・防犯の分野で、地縁型コミュニティのみで行えるとするご意見も
			ありますが、ノウハウが足りないと考える地縁型コミュニティに、テーマ型の組織が、トールを行うによるようなことが、
			織がノウハウを伝えにいくという取組も行われております。

発	言	者	内 容
会		長	それぞれの文化がありますので、うまくいかないこともありますが、専門的な
			NPO等によって、町内会等のレベルが上がるということがあります。成功例も
			たくさんあります。また、1つの町内会のレベルが上がることで、他の町内会の
			レベルも上がるというような効果もあります。
会		長	それでは、第17条について、説明をお願いします。
説	明	者	(資料1に沿って説明)
会		長	説明について意見や質問はありますか。
会		長	災害という点では、長野県、岐阜県、三重県でも同じ災害の被害を受ける範囲
			になることがあると思います。福島県など、広く連携することはいいことだと思
			います。
会		長	それでは、検証はここまでとして、事務局にお返します。
市」	民 協 値	動課	前回会議でお示しいたしました、「市民参加手続の実施状況」につきまして、現
			在、ホームページ上で公開しておりますが、会議時から1件追加をさせていただ
			いておりますので、その旨、ご報告いたします。
事	務	局	今後、答申案のたたき台を事務局で作成させていただき、委員の皆様にご意見
			をいただきたいと考えております。ご意見を集約し、答申案の最終確認を経て、
			次回、答申をいただきたいと思います。
			4 閉会